



## メイントピック

## 同一労働同一賃金ガイドライン見直し | 判例を踏まえた次のフェーズへ

2020年から本格施行された「同一労働同一賃金」。制度開始から5年を迎え、厚生労働省ではガイドラインの見直しが進められています。今回の見直しは、近年の最高裁判例を踏まえ、企業実務で判断に迷いやすい点を整理するものです。

## 【同一労働同一賃金ガイドラインとは】

正社員と非正規雇用労働者との間にある不合理な待遇差を禁止する指針です。  
待遇差を設ける場合は、合理的な説明が求められます。  
→ 今回の見直しでは、「なぜ差を設けているのか」をこれまで以上に厳しく問われることになります。

※本ガイドラインの見直しは現時点では「案」の段階です。  
最終的な改正内容や施行時期は、今後決定される予定です。

## 【今回の注目ポイント】

## ✓ 判断対象となる待遇が拡大

- ・退職金、家族手当、住宅手当、季節休暇、福利厚生待遇等
- ・「非正規は一律不支給」という運用は説明が難しくなる

## ✓ 雇用形態ではなく「実態」で判断

- ・職務内容、配置転換の有無、継続雇用の実態を重視
- ・無期・フルタイム非正規は、より均等待遇が求められる

## ✓ 判例の考え方方が明文化

- ・最高裁判断を踏まえた「合理性判断の目安」が整理される

## その他トピックス

## ● 協会けんぽの保険料率が変更見込み（2026年度）

- ・健康保険料率（平均）  
2025年：10.0% → 2026年度：9.9%
  - ・介護保険料率（一律）  
2025年：1.59% → 2026年度：1.62%
  - ・子ども・子育て支援金率（一律・新設）→ 0.23%
- ▶ 給与計算・人件費への影響を早めに確認しましょう。

▶ 詳細・参考 | 2026(令和8)年度 見込み | 協会けんぽ

## ● 健康保険被扶養者認定 | 年収要件の取扱い変更

2026年4月より被扶養者認定の収入判定方法が実績ベースから「労働契約ベース」へ変更となります。

従来 | 過去の収入や将来の見込みをもとに判断  
今後 | 「労働条件通知書」等をもとに見込まれる収入で判断  
→ 労働契約上、見込み難い臨時収入（時間外労働など）により年収が130万以上となる場合も、妥当な範囲であれば許容  
→ 労働条件変更時は、都度確認・書面提出が必要  
▶ 被扶養者の手続きに向け、早めに対応が重要です。

▶ 詳細・参考 | 被扶養者の認定における年間収入の取扱い | 厚労省  
▶ 詳細・参考 | 被扶養者の認定 | 年間収入の取扱いQ&A | 厚労省

～発行元～

社会保険労務士法人えがおワークラボ

代表社員 上田 恒子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ：社労士7名、行政書士2名、職員20名>



## 【判例から読み解く 実務の考え方】

同一労働同一賃金では、「差があるか」ではなく「差を説明できるか」が重要です。

## ✓ 日本郵政事件（手当・休暇）

- ・業務内容が近く、継続雇用が見込まれる契約社員に、扶養手当や季節休暇を付与しないことは不合理と判断  
→ 手当・休暇の趣旨が誰に当てはまるかが重要

## ✓ 大阪医科大学事件（賞与）

- ・賞与については、支給目的や人材活用の違いを踏まえ、アルバイトへの不支給が直ちに不合理とは言えないと判断  
→ 賞与は制度目的の明確化がカギ

## ✓ メトロコマース事件（退職金）

- ・職務・責任の違いがあれば不支給も不合理ではないと判断  
→ 退職金は長期的な貢献への褒賞という位置づけ整理が必要

▶ ガイドライン見直しは、待遇を一律に揃えることではなく、説明できる制度設計を企業に求めています。

## ご案内

## ✓ 【CQ個性診断】人材を“人財”に！

## ☆ こんなお悩みありませんか？

- 人間関係のトラブルが多い
- チームの力を引き出せていない

人事戦略の指標に！

組織力診断士が  
お手伝いします！

» CQ個性診断は、科学的根拠に基づいた心理テストです。

✓ 社員の個性や潜在能力を「見える化」する分析ツールとして人事戦略の一環として導入する企業も増加しています。

✓ 適材適所の配置や、組織バランス力を見極めた育成など、企業の組織力向上のために活用されています。

▶ 詳細や導入のご相談は、事務局 ([nakagawa@egaoworklabo.or.jp](mailto:nakagawa@egaoworklabo.or.jp)) まで

## 無料相談会

京都	日時： 2/5 (木) 13:00 - 17:00 場所： 京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	お気軽にお越し下さい。 (BIZ NEXT受付へ) ※ご予約のお客様優先でのご対応となります。
大阪	日時： 2/6 (金) 13:00 - 15:00 場所： グランドフロント大阪 北館7階 「ナレッジサロン」プロジェクトルーム	お気軽にお越し下さい。 (ナレッジサロン受付へ) ※ご予約のお客様優先でのご対応となります。
東京	日時： 2/19 (木) 10:00 - 17:00 場所： ビジネスエアポート東京	※要予約になります。 事前に下記問合先までご連絡下さい。

松山オフィス 〒790-0003 愛媛県松山市三番町5丁目7-29デルデ三番町201  
TEL： (089) 908-6766 FAX： (089) 932-9204

東京オフィス、大阪オフィス、京都オフィス

【お問合先】 [\(営業担当 森島\)](mailto:nakagawa@egaoworklabo.or.jp)